

## 中間到達度検証試験

2019/6/5

松岡 久和

次の事例を読んで、以下の問いに答えなさい。各問は独立した問題である。

- 01 Aは妻を亡くした後、Bと懇意になり同居生活を始めたが、一人娘のXが反対したので婚姻届は出さなかった。
- 02 高齢になって判断能力が衰えてきたAは、まだ比較的若いBに財産の管理を一任し、実印、銀行届出印、銀行通帳、銀行カード、印鑑証明書発行用カードなど、金銭管理に必要なすべての物をBに預けた。B個人にはめぼしい財産はなかった。
- 03 A・Bが居住していた甲土地上の建物が取り壊されて、建物乙が新築されたが、そのおりに、土地・建物（以下、本件不動産と略称する）ともBの登記名義となっていた。Aの友人は、この頃、「本件不動産がB名義に登記されているのはBが勝手にやったことで困ったことだ」とAが愚痴を言うのを聞いた。
- 04 本件不動産への入居の半年後、本件不動産には、Aを債務者とするC銀行からの借入金債務3000万円を担保するため、C銀行への共同抵当権設定登記がされた。Cの融資担当職員Dは、貸付けと共同抵当権の設定に際して、A・B宅を訪れ、A・Bと面談して契約を結んだ。その際、Dが話をしたのは、ほとんどBのみであったが、陪席したAは、機嫌良く時おり相づちを打って、最後に契約書に自分で署名・捺印をしたので、Dは、Aが自ら借り入れる意思があることを疑わなかった。
- 05 その3か月後、Aが病気で入院した。Bは、入院直後に、Aに本件不動産を処分してもよい旨の覚書に署名・捺印させた。
- 06 Bは、隣人のYに本件不動産の買い受けを打診した。Yは、Aの入院を機に夫婦で介護施設に移るため、本件不動産を売却するとの説明をBから受け、隣に息子夫婦を住ませたいと思って、本件不動産を時価相当額の4000万円で買い受けた。
- 07 Bは、Yから受領した売買代金を用いてCに対する借入金債務を弁済し、共同抵当権の設定登記を抹消したうえで、Yに所有権移転登記をした。
- 08 Bは、Aからの預り金や預金通帳などをすべて持って家を出て行き、以後、連絡が取れない。
- 09 その直後にAが亡くなった。Xが財産を調べたところ、本件不動産がY名義に登記されていることを発見した。

問1 Yとは別のAの隣人は、Aを見舞うため入院の1か月後に病院を訪ねた頃までは、Aはまだ普通に会話ができたと証言している。この証言が認められるとすると、XとYの間の法律関係はどうなるか。Xの請求の趣旨ならびに根拠およびYからの反論を順に示したうえで、Xの請求の当否を検討しなさい。

問2 Aの友人は、新築の甲に入居した頃から、すでにAが認知症で会話もできない状況にあり、その後に病状が改善したことはない、と証言している。問1の証言が認められず、この証言が認められるとすると、問1とどういう違いが出るかを説明しなさい。